



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年5月21日火曜日 第510号

◇ 目 次 ◇

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... (人事課) ... 393

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正..... (") ... 394

土地改良区の定款変更の認可(2件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 395

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 395

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 395

道路の区域変更(県道猪伏西谷線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 395

道路の供用開始(県道猪伏西谷線)..... (") ... 396

道路の供用開始(県道野村柳谷線)..... (") ... 396

土地改良区の定款変更の認可..... (南予地方局農村整備課) ... 396

告 示

○愛媛県告示第474号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成5年4月愛媛県告示第576号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和6年5月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>5,263円</u>	<u>13,442円</u>	20歳未満	5,166円	13,207円
20歳以上25歳未満	<u>5,872円</u>	<u>13,442円</u>	20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	<u>6,380円</u>	<u>14,842円</u>	25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	<u>6,712円</u>	<u>17,619円</u>	30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	<u>7,078円</u>	<u>20,649円</u>	35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	<u>7,268円</u>	<u>21,971円</u>	40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円
45歳以上50歳未満	<u>7,433円</u>	<u>22,886円</u>	45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	<u>7,290円</u>	<u>24,916円</u>	50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	<u>6,975円</u>	<u>25,385円</u>	55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	<u>5,860円</u>	<u>21,314円</u>	60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	<u>4,060円</u>	<u>16,075円</u>	65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	<u>4,060円</u>	<u>13,442円</u>	70歳以上	3,980円	13,207円

○愛媛県告示第475号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和6年5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550円</u> を超えるときは、 <u>172,550円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>81,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>77,890円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u> ）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>86,280円</u> を超えるときは、 <u>86,280円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>40,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>38,900円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）

○愛媛県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市馬木町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月21日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市畑寺土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月21日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第478号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年5月21日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-5)第15303号	令和5年5月16日	(有)伸伸企画	仙波 健吾	東温市田窪1954-26	令和6年4月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第1401号	令和4年9月14日	三和ダイヤ工業(株)	佐々木 隆	松山市平和通5-6-5	令和6年4月4日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第18541号	令和2年10月14日	松山増改築センター	西村 平	松山市松ノ木2-4232-326	令和6年4月5日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
(般-3)第7130号	令和3年7月7日	(有)川崎鉄筋工業	盛 和哉	松山市馬木町新田958-1	令和6年4月8日	建築工事業 鉄筋工事業	建設業の廃止
(般-1)第18299号	令和元年7月4日	(株)スカイ電設	宮田 吉和	松山市久米窪田町863-1	令和6年4月10日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第13514号	令和3年9月3日	愛媛農商(有)	金谷 章二	松山市大手町2-3-3	令和6年4月12日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-2)第15904号	令和3年3月1日	(有)山幸	山口 雄次	東温市松瀬川添谷乙110-6	令和6年4月18日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-6)第16473号	令和6年4月21日	(株)デザインハウス	田中 昌和	松山市恵原町甲511-1	令和6年4月23日	建築工事業	建設業の廃止
(般-2)第7537号	令和3年3月10日	(株)アースコンサルタント	二神 崇彰	松山市平井町甲2293-3	令和6年4月24日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止(一部)
(般-4)第15128号	令和4年9月12日	くぼた不動産	窪田 誠一	伊予市下吾川1598-4	令和6年4月24日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第13700号	令和4年5月12日	(有)テクノアイ	井関 洋介	松山市谷町甲184-5	令和6年4月30日	タイル・レンガ・ブロック工事業 板金工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年5月21日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第6号 令和6年5月8日	伊予市上吾川字布部甲759番1、甲759番6、甲760番4	四国中央市下柏町815番地1 ロワイヤルN-2号 渡邊 綱太 渡邊 花純

○愛媛県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月21日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷9360番地先から 同町西谷9368番地先まで	旧	メートル 4.1～4.3	キロメートル 0.040	
		上浮穴郡久万高原町西谷9360番から 同町西谷9368番まで	新	4.1～18.5	0.040	

○愛媛県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和6年5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷9360番から 同町西谷9368番まで	令和6年5月21日

○愛媛県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和6年5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷2772番2地先から 同町西谷6770番2地先まで	令和6年5月21日

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
五十崎土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年5月21日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司